

研究論文評

(2008年度研究論文 No. 0813, No. 0815, No. 0828 を含む)

総評

本年度の研究論文集には、25編の論文を掲載する。掲載を予定していた2009年度研究助成24件の内の22編と、2008年度研究助成の3編である。2009年度の研究助成で本論文集に掲載されなかった2件は、主査からの期間延長申請があり、研究運営委員会で認めたものである。なお、2008年度以前の研究助成対象で、論文の提出を求めているものが6件あったが、3件は未提出である。様々な理由があるにせよ、研究助成に対して成果を発表することは、研究者としての責務である。研究運営委員会としては大変遺憾であり、速やかな対応を期待するものである。

研究運営委員会では、提出論文に対して、評価を行っている。これは学会の論文では査読審査に当たるもので、本財団では助成の初期から採用されてきた。一般に査読内容は公表されないものが多いが、この研究論文集では研究評を掲載してきた。住総研の研究が高い評価を得ているのは、このシステムのおかげである。

研究評が掲載されるまでのプロセスは次の通りである。提出された論文は事前に運営委員に送付され、各委員が査読すると同時に、担当委員が研究評の原案を作成し、副担当委員がコメントを寄せる。研究運営委員会の席上では、1編ごとに担当委員から研究評の原案が説明され、副担当委員からコメントの追加があり、引き続き全運営委員で内容を議論する。鋭い問題意識をもち、論理的で、かつ分かりやすく論を展開している論文には高い評価が、オリジナリティや論理性に欠ける論文には厳しい評価が与えられる。専門分野に近い運営委員が発言するだけでなく、専門を異にする分野からも意見が出て、白熱した議論に発展することも珍しくない。優れた論文は、高い専門性ととも、普遍性も兼ね備えていることの証左である。

こうして研究論文集に掲載する論文が決定される。完成度が低い論文は、その理由を主査に示し、再提出を要請することもあるが、本年度はこれに該当する論文はなかった。なお、研究運営委員会からの研究評は、掲載前に各主査に送付される。主査は、研究評とコメントをもとに、論文の補筆や訂正を行うこともある。主査からの追加説明や異議申し立てを受け付け、研究運営委員会が研究評を修正することもある。以上の手順を経て、研究論文集が発行された。住総研の研究論文集は、今回で第37編を数える。近年の収録論文数は、第35編が33件、第36編が36件と増加傾向にあったが、今回は25件と大幅に減少した。これは当該年度の採択件数が37、34、24と減少していることを反映している。しかし申請件数(採択率)は、93件(採択

研究運営委員会

委員長 谷直樹

委員 加藤信介, 木下 勇, 小林 秀樹
瀬渡 章子, 松村 秀一, 森本 信明

率40%)、103件(同33%)、107件(同22%)と推移しており、今回の論文は、高い競争率をクリアした研究課題であった。そのため、提出論文は一定水準以上の内容を備えているものが多く、研究運営委員から高い評価が得られた。

住総研は1948年(昭和23)に設立され、研究助成は、1973年以来、40年近く継続して行ってきた。いま一度、研究助成の主旨を示しておく、「住関係分野における研究の発展に寄与するため、将来の住居・住生活の向上に役立つ、未発表の自主的研究」とある。社会環境がめまぐるしく変化する現代にあつて、それに対応した多様な住生活や、高齢者や障がい者の生活支援に関する研究は、住総研の研究課題として重要な柱である。また、深刻化する地球環境問題に関して、技術的な側面からの研究も増加している。このように現実社会の要請を的確にとらえ、研究成果を社会に還元する研究がますます必要になっている。

しかし、学術研究は、短期に成果が出るもの、実用的な知見が得られるものだけに限定すると、底の浅いものになってしまう恐れがある。すぐに役立つ研究ではないが、長い目で見れば住文化の発展に寄与する研究も丁寧に評価していくことが、住総研の研究助成の真髄であろう。

芭蕉の俳諧に「不易流行」という言葉がある。不易は詩の基本である永遠性、流行はその時々の新風の体で、ともに優雅の誠から出るので、根元においては一つであるという考えである。変化のはげしい時代にこそ、「不易」の研究にも十分な目配りし、「将来の住居・住生活の向上」にバランスよく寄与することに住総研の存在意義がある。こうした視点に基づいて、以下の3編を本年度の研究選奨に選んだ。2011年度の研究助成者を対象に、毎年6月に開催されるキックオフミーティングで発表の予定である。

No. 0902 主査 浅野 純一郎

市街化調整区域における土地利用マネジメント手法に関する研究 一都市計画法34条11号条例及び同12号条例の運用成果の検証から一

No. 0909 主査 郭 雅雯

台湾の日式住宅における居住空間の変容過程に関する調査研究 一台北市青田街の日式住宅を事例として一

No. 0917 主査 並木 則和

室内環境中における準揮発性有機化合物の実態把握に関する研究 一分離測定によるガス・粒子・ハウスダスト中の分配特性一

社会的な不利地域における共生型まちづくりに関する研究

在日コリアンコミュニティの地域再生と居住支援

本研究は、これまで日本の都市政策や社会政策から認知されず、不法占拠や非衛生的な居住生活を余儀なくされてきた在日コリアンコミュニティを対象に、1) コミュニティの成立過程とその後の変容、住民の生活実態を明らかにする、2) とくに高齢者に焦点をあて多文化福祉のまちづくりのあり方を提示する、3) 調査によって得られた知見を、ワークショップの手法を用いて今後のまちづくりに還元していく、ことを目的としている。

日本における在日の歴史は既に100年を超え、在日コリアンの人権や歴史等に関する研究蓄積は厚い。しかしコミュニティの成立過程、その変容、住民の暮らしや居住環境、まちづくりへの関心や研究は不十分だという。研究ではこれらの実態把握のために、大阪、和歌山の地域を選定し、文献資料調査と並行して、地域コミュニティの変容に詳しい在日一世、二世を対象にライフ・ヒストリー調査を行っている。

困難が予想されるこの種の調査が遂行できた背景には、研究組織が培ってきた地元との人的、組織的連携と、地域再生まちづくりの姿勢に対する地元の信頼の厚さがあると推測される。ライフ・ヒストリー調査に多くの高齢者が応じており、その記録は、コミュニティ形成当時の様子を知る者の声として貴重である。

高次の研究目的として、「実証的で実践的な研究の知見にもとづく、当事者参加の地域再生プランの創出」が掲げられている。単なる実態調査にとどまらず、在日コリアンコミュニティの地域再生をめざす実践性の高い研究である点は高く評価される。今回はワークショップの試行で終わっているが、今後、地元関係者を巻き込んだ次なる展開が期待される。

少し気になったのは、今回の研究では個人の実態はよく把握されているが、本研究のキーワードである「コミュニティ」の実態、変容がいまひとつ不明瞭な点である。「コミュニティ」の定義を明確にした上で、個人や世帯（家族）が地域（またはコミュニティ）とどのような関係を切り結んできたのかを、さらに明確にし、今後の地域再生まちづくりに生かしていただいたい。また、在日コリアン集住地区に関する既往研究には一定の厚みがあるので、それらとの相異を説明してもらえると、本研究の独自性がより明確になると期待される。

市街化調整区域における土地利用マネジメント手法に関する研究

都市計画法34条11号条例及び同12号条例の運用成果の検証から

2000年の都市計画法改正による開発許可条例34条11号、12号の運用実態とその効果を、全国の自治体に対するアンケート調査と、それぞれに特徴の異なる高崎市、和歌山市、松江市、加古川市に対するより詳細な実態調査に基づいて明らかにした研究である。

3411号条例の導入は、市街化調整区域内の集落の維持や衰退防止を目的としているが、このことに対しては十分な効果が認められないこと、3412号条例の導入は、開発許可業務の円滑化に相応の効果が認められることが、アンケート調査によって明らかにされている。また、4市に関するケーススタディからは、開発圧力によって、想定外のスプロール問題が見られたり、或いは限られた地域でしか開発が誘導されなかったりという実態が明らかにされると同時に、住民参加型のまちづくりと連動させる形で条例導入を始めている自治体が見られることも指摘されている。そして、これらの結果に基づいて、開発圧力の高い都市では対象区域を限定した上で総量規制的なコントロールを行うことが、また開発圧力の高くない都市では、限定的な区域指定による開発の誘導が、それぞれ必要であるとし、合わせて地区まちづくり計画との連動化の可能性に言及している。

もちろん集落の維持や衰退防止という極めて難しい社会的課題への取組みは、本研究で扱った都市計画法の運用上の操作のみで可能な筈もなく、部局横断的な政策手段の統合的な運用が望まれるところだが、こと開発許可条例の運用に関しては、本研究は明解な目的設定に沿った着実な調査の実施によって、各自治体での実践に益する知見を示していると言える。

メキシコ・シティの都市民衆ネットワークとコミュニティ開発

地区改良コミュニティプログラム (PCMB) を対象として

メキシコ・シティの地区改良プログラム (PCMB) は一件あたり1000万円から5000万円ほどの公共空間対象の整備事業を住民団体が申請し、地区住民の投票による承認を得て、採択された事業を地区住民の中から運営委員と監査委員を選出し、また技術顧問を依頼して住民自身が施工に参加したりというセルフエイドによる地区改良のプログラムである。メキシコ・シティの計画された都心部の周囲に形成された不法占拠の劣悪な住環境は途上国にみられる典型的な大都市問題であるが、その住環境改善のプログラムとして当該PCMBは注目に値する。本研究はそのプログラムについて、都市民衆運動およびそれに準じた活動の前史を探り、PCMBとの関連について分析している点が既往の研究と異なる特徴としている。

もともとの不法占拠による住宅建設は非合法で脆弱な住宅やインフラという問題を抱え、スラム・クリアランスの対象となり、大きな対立が政治的な取引にもなったり、社会矛盾の増大となっていた。これに対して70年代からの専門家たちの技術支援によって自助努力の住宅建設やインフラ整備をすすめた動きが下地となり、さらに85年の大地震の被害とそれに対する復興が、行政と住民の対立からパートナーシップを生み出していったという点は我が国のまちづくりの運動史にも類似点があり興味深い。また、自助努力による環境改善にお墨付きを与えて居住者の愛着とさらなる環境改善に進む展開は米国の荒廃地域の再生にもみられることである。またこれらの運動に大学の学生が入りこみ、多様なワークショップ手法の活用により住民の自主的な動きを支援している点も米国の70年代からの動きとシンクロする。

具体的な実践をこの研究では4地区をとりあげてヒアリング等の調査で明らかにしている。これらも具体例であるだけ、わかりやすい。特に地域プロモーターとして女性が大半であり、大規模事業を女性が中心となって遂行できるということが示された事例は興味深いものである。

単に他国の事例にとどまらず、これからの日本を想定すれば将来に役に立つ情報となるかも知れない。また国内での小規模ながらのハード整備助成では類似の効果もみられる。そういう面でもたいへん興味深い研究論文である。最後に評として欲を言えば、最後の総合的総括に掲げた4点の帰結への本文からの文脈がより明確に記述されているとよりわかりやすい論文となったであろう。

積雪寒冷地域における戸建住宅居住者の除排雪行動に関する研究

積雪寒冷地における除排雪を軽減するという課題は、自治体の財政力の劣化や高齢世帯が増加する中でますます重要な課題となっている。本研究は2006年から研究を行っている鷹栖町の2つの住宅地を対象に、居住者の除雪行動を把握し、除雪労力と住戸計画との関係を分析し、雪処理に配慮した住宅(地)計画の基礎資料を得ることを目的としたものである。

調査から、融雪装置の設置比率は高いが、除雪の苦労を軽減されないとする世帯も存在すること。除雪作業に対する苦労を感じていない居住者の特徴として、除雪機の購入や、アプローチへのカーポート設置、雪捨て場の確保などがあげられていること。このカーポートの設置は除雪面積の減少につながっていること等が導きだされている。また、除雪行動の分析からは、除雪面積が大きいと1回当たりの除雪面積が増大すること、世帯主が中心となる除雪では、出勤前の時間帯で、1回当たりの除雪時間が短く、除雪面積も狭いことが明らかになったとしている。

調査結果では、融雪装置の設置が必ずしも除雪の苦労を軽減しない点などは興味深い、多くは予想通りの結果になっている。本研究の前段階で到達している結論のうち、アプローチ部分の除雪面積の軽減が重要であり、このアプローチ部分にキャノピーや雁木の提案があるにもかかわらず、建蔽率との関係で難しいという点が、ポイントであると考えられる。今回の意識調査からも、融雪装置による苦労の軽減効果については評価が相半ばし、建築計画的な視点からはカーポートの設置、雪捨て場の確保など重要視されていることを考えれば、今後の研究を多雪地域での建築規制のあり方に迫るような方向で展開すると、面白いと考えられる。

今和次郎著『日本の民家』（1922）所収の民家再訪調査

「無名」の民家を基準とした日本の居住空間・景観の変容分析

民家研究はこれまで復元と編年によって間取り形式の分類や変遷を明らかにし、代表的な民家を文化財に指定するなど、大きな成果をあげてきた。しかし、このような民家研究の方法は、問題もはらんでいた。復元による建設当初の形態を重視するあまり、居住を継続する場としての視点が弱くなったこと、文化財の指定は上層民家が中心で、市井の民家は価値が少ないものとされたこと、そして何よりも現代との連続性が希薄になったことである。

本研究は、これらの研究状況を踏まえて、民家研究の再構築を試みたものである。今和次郎という民家研究の開拓者を再評価するとともに、今が残した調査資料の再利用につながる興味深い研究に仕上がっている。

本論文の成果の一つに、今和次郎の民家調査が、性格の異なるいくつかの期間に分類できること、民家における選択方法が存在したことなどを指摘している。その考察過程は、推理小説を読むようにきわめて面白く、今和次郎研究を深化させたものと評価できる。

一方、90年前に今和次郎がまとめた『日本の民家』に収録された民家の再訪調査の過程で得られた知見には傾聴すべきものが多い。一例をあげると、例え居住しなくとも、別に生産拠点をもつことが民家を存続させる要因となりうるという指摘はこれまで見過ごされていた事実である。また、建て替え前後の平面が類似した民家に着目し、民家平面の継続要素と変更要素に関するダイアグラムを提示している。これは農村計画の分野からも指摘されており、住生活の継続という視点から興味深い現象といえる。

いずれにせよ、一見、バラバラの事例を、筋を通してまとめた力量は見事である。ただ、紙数の制限や、学術論文という性格上、個別事例がもつ迫力が十分に伝わらなかった感がある。機会を見つけて、発表していただきたい。

本研究は、民家が存続してきた歴史に光を当て、個々の事情を詳しく分析することで見えてくるものがあることを例示したこと、また単体の民家にとどまらず、景観や居住環境にまで視点が広がる可能性を示したことなど、これまでの民家研究では等閑視されていた論点を提示しており、今後の展開が楽しみである。

大都市近郊拠点基盤未整備地区の住環境整備計画に関する研究

「通りと広場を囲む空間単位」の計画とデザインガイドによる支援

大都市近郊のいわゆるスプロール地帯の整備手法として英国の囲み型住環境整備を手本として土地区画整理によらないで道路や広場とそれを囲む敷地建物群を計画単位とした整備手法を提案するものである。今日、市街地再開発事業にしる、土地区画整理事業にしる、大規模な単位で実施するのが困難な状況であり、計画単位を小さくして実施することの方がたしかにより現実的でもあろう。

本研究は道路1リンクないし小広場を囲む敷地建物群を基本単位として構成していく住環境整備手法を提案するものである。そういう面では画一的な街区ではなく、個性的な街区形成へと、ひょっとするとコミュニティ形成の単位としても有効ではないかと期待される。

ただし、これがミニ開発の詭弁に終わらずに健全に機能するには全体の将来像やマスタープラン的な全体計画が必要とされるのではと疑問がよぎる。この研究の場合には、基本単位を積み上げていくという方法論であるのか、積み上がった時の全体像に関しての記述は見当たらず、むしろ積み上げて機械的に全体ができるだけでも主張しているかのようでもある。ただしいくつかもう少し追求されるとよい点がある。

第一にデザインガイドとしての実効性と英国の事例についての検討である。英国の範としている方法がデザインガイドであるので、あくまでもガイドなのか、区画整理事業に対抗する方法論として都市計画事業や制度としての担保なくしてどの程度実効性があるのか。ガイドであるならばいったい誰が誘導していくかという主体についても言及が欲しい。この点に関して英国の事例は資料として追加されているのみで、英国の場合の実効性に関する具体的な手法を本文の中で紹介し研究として統合する書き方はできなかったのであろうか。

第二に既往研究や既往の整備手法の検討である。例えば、地区計画制度、集落地域整備法、農住組合による土地区画整理事業等、本研究で扱う対象の問題も含むとされる既往の整備手法の限界があるならばそれを明示しながら本研究の位置づけをされることが好ましい。

第三に合意形成に関する点である。道路拡幅でも合意形成や権利調整に手間隙がかかる実態からして、この方法論がどの程度有効であるのか、合意形成への観点がもう少し明記されているとよい。

追記 本書では研究評を受け、加筆、修正された論文を掲載しております。

ラオス深南部山地のロングハウスに関する統合的研究

「高密度居住」を可能にする木造長大家屋の特質と居住文化

本研究は、多民族国家ラオスの南部山地に居住するモン・クメール語系集団の1集落のロングハウスの詳細調査を行ったものである。

ラオスの集落調査としては、前年度助成研究に「ラオスにおける民族固有の居住文化に関する比較形態学的研究」

(主査：及川清昭)がある。これは、一つの集落を半日程度でまわり、多くの住宅を採取して形態学的分析を行ったもので、少数民族の住宅形式を統計的に解明することに成功しているが、その形式がなぜ定着したかの理由は未考察である。これに対して、本研究は、それと対極にある少数精密調査である。このような調査に期待されることは、住宅形式を成立させている社会・文化的背景の解明にあると考えられる。

この点では、本研究は、住宅形式の背景を深く考察しており評価できる。具体的には、氏族姓(クラン)への帰属意識の強さが、婚姻と居住のあり方に強い影響を与えており、一つのロングハウスに住む世帯集団は同じクランに属することを示し、また、村の口承から虎などの脅威から守るためにロングハウスの形式が発達したことを推察している。さらに、ロングハウスでの生活は共同性が極めて強いこと、及び、土地について個人所有の概念が乏しく集落共有に近いこと等を明らかにしている。

一方、近年は、郡長による指導もあり(延焼防止、保健衛生、近代化等の理由)、ロングハウスの世帯集団を解体し、核家族による個別住居に移る傾向が強まっている実態を示している。以上の調査報告は、ロングハウスの実態を伝えるだけではなく、集住の原点について多くの示唆を与えるものと評価できる。なお、調査のまとめが欠落しているので、本調査を踏まえた筆者の集住に対する考察があることが望ましい。

ところで、少数精密調査に期待されるもう一つの意義は、集落の貴重な詳細記録を残すことである。その記録があれば、他の研究者が比較研究を行うこともできるからである。この点では、本報告はもの足りない。特に、住宅の図面がお粗末で、家具配置や使い方の記述もない。家族・氏族・伝承・儀礼などの詳細な記述に比べて、住宅自体の記録が乏しいのは残念である。早急に、住宅に関する詳細記録の整理を期待したい。

追記 本書では研究評を受け、加筆、修正された論文を掲載しております。

台湾の日式住宅における居住空間の変容過程に関する調査研究

台北市青田街の日式住宅を事例として

日本人がはじめて西洋館に接し、やがて日本の住宅に洋風を導入して新しい住宅様式をつくりあげる。これが日本の近代住宅史の大きなテーマである。日本人にとっての西洋館は、上流社会のシンボルであったが、実際の生活は和風住宅で行われた。西洋館に居住した日本人もいたが、きわめて少数であったという。ただ、洋風化は、日本の近代化と重なり、日本人の憧れの的になって、伝統的な居住様式を変革する原動力となってきた。

本論文は、日本における洋風文化の摂取過程を想起しながら読むと、じつに興味深い指摘が随所にある。すなわち、日本の伝統的な住宅が、台湾漢人にどのように受容され、変容を遂げたのかを解明しているからである。

まず、元の日本人居住者へのインタビューは今を措いては出来ない貴重な証言で、その資料的な価値は極めて高い。また、1945年以降、台湾漢人が居住してからの建物の変容もじつに興味深い。座敷・応接間から客厅へ、次の間・居間から主臥房への転用、引き戸・外開き戸から内開き戸への変更、続き間境の間仕切り化、縁側の室内化など、居住文化の違いを克服する知恵と工夫に関する考察はじつに刺激的である。

欲をいえば、建設当初の図面の作成過程は、もう少し丁寧な記述が望まれる。例えば、基本図面の作成に用いた諸資料の原本を写真などで紹介し、後進の研究者が利用できるような配慮が必要であろう。同様に、日本人が保存していた建物の写真や関連資料などの一次資料も紹介していただきたい。今回の研究は、間取りが中心であるが、建物の外観や構造についても触れていただくと、さらに充実した研究になったと思われる。

とはいえ、本論文が、住生活分野に示唆に富む知見を提供した論文であること間違いない。外国人が中心になってまとめたものとしては、日本語もよく出来ている。今後は、韓国の日本式住宅に関する知見などを視野に入れて、比較の視野でさらに研究を発展させることを期待したい。

先祖祭祀と学芸の場としての意味

トコノマは日本住宅史上の重要な研究課題である。歴史だけでなく、伝統文化の継承という点からも、さまざまな論点が残されている。本研究は、仕様と用法という二つの切り口で、トコノマを歴史的に論じようとする意欲的な研究である。

トコノマの起源や変容については、先学によってさまざまに論じられている。しかし、本論文が取り上げた、トコノマの仕様や用法という基本的な事柄についても、まとまった研究は少ない。本研究では、内裏や江戸城の資料、絵画史料、古記録を博捜して、板床と畳床の仕様と用法について新たな知見を導き出している。その手法は緻密で説得力に富み、このグループの研究蓄積を垣間見ることが出来る。

一方、庶民住宅におけるトコノマの仕様と用法については、国指定文化財の民家の修理工事報告書から281戸の事例を抽出し、トコノマの有無と仕様、改造による仕様の特徴、トコノマの用法の地方性などを論じている。その結果、トコノマの存在形態には地方性があり、関東では板床の設置に親族儀礼が介在し、近畿では畳床が武士階級を迎えるための装置、板床が先祖祭祀の場として導入されたと結論付けているが、史料の制約もあって、用法の検討にまでは及んでいない。また、近代以降の変容も重要な研究課題であるが、本論文では触れられていない。

これまで、トコノマは、座敷飾りの装置として論じられてきた。しかし、副題にあるように、先祖祭祀と学芸の場として着目したとき、別の機能や性格が浮かび上がってくる。トコノマ研究を活性化させるためにも、このような論点が提示され、多様な検討が大切である。その当否については、住宅史のみならず、関連分野との学際的な議論が必要であるが、ともかく住宅研究史上に一石を投じたことは間違いない。

なお、本研究は共同研究方式をとり、各章の筆者が記入されていて、責任の範囲が明確である。ともすれば各論がバラバラで、全体の統一が取れていない論文になりがちな共同研究にあって、個々の共同研究者の専門性を引き出し、全体の編集がよく出来ている。

重伝建保存地区におけるケーススタディ

空き家の問題は人口減少下、地方においては深刻な課題であるが、特に歴史的な景観を有す地域は個別の問題だけにとどまらず地域をあげての課題であり、その管理や運用について様々な試行も行われている。本研究は重要伝統的建造物群保存地区である橿原市今井町におけるケーススタディである。ここでは1)家主へのヒアリング調査による管理状況や意識、2)目視を中心とした劣化診断、3)微動計測による構造調査、4)冬期、梅雨期、夏期の温湿度測定といった多角的側面から調査、分析している点が特色である。このように材料、構造や環境工学も含めて横断的に実態を明らかにしている。

ヒアリング調査からは家主が空き家の補修にかつてに比べて何もしないという経営上の問題や、最も気をつけるのは雨漏りであり、次いで外壁の補修と借家人とのコミュニケーションという点を明らかにしている。この借家人とのコミュニケーションに積極的と消極的な家主と分かれ、管理の問題として浮かび上がらせている点も興味深い。借家人が家主に断りなく増築や改築を行うことや、家賃が低いので内部の補修は借家人任せとなっている実態である。長屋の場合にはさらに深刻になる。さらに家主と借家の共通した材料や大工をはじめ職人の一貫した関係が薄れている時代の変化での課題をも明らかにしている。

構造調査では建築年と固有周期との相関がみられる一方、補修の有無などの相違で相関関係から外れるという特性を明らかにし、劣化診断と温湿度測定より土間からの湿気の流入が脚部を中心とした部材の傷みに影響している点を明らかにしている。

文章も読みやすく、問題の状況がデータとともに具体的に伝わる書き方となっている点も評価できる。たいへん手堅い調査研究と言えるが、残念なのは構成上、温湿度測定の部分がデータとともに紙面の多くを占め、全体のまとまりに欠け、さらにタイトルにある「活用」という側面まで課題を追求していない点である。結論に述べている空き家対策のエリアマネジメントの課題については、タイトルからして今井町と限定した内容ではないので、他地区の先進事例やアイデア等も含めた調査分析が加味されたならより深みのある研究となったであろう。

追記 本書では研究評を受け、加筆、修正された論文を掲載しております。

DV被害者住宅支援の格差是正に向けた展望と課題

支援の全国的把握と先進モデル・神奈川方式の提示

暴力からの逃避生活を余儀無くされるDV被害者は、貧困な居住状況に陥ることが多い。DV被害者支援は、2001年施行のDV防止法によって被害者の相談事業、保護事業は一定整備されてきたものの、一時保護後の住宅確保の支援は法律に盛り込まれていないこともあって体制は整っていない。公的施策を補完し、行政と連携して支援活動を行っている民間シェルターは、不安定な経営状態にありながら住宅確保支援に取り組んでいるが、その実態は明らかになっていない。

そこで本研究は、民間シェルターによるDV被害者の住宅確保支援の実態に関する全国調査と、官民の連携によって住宅確保支援を行うモデル自治体である神奈川県の実態の検討を通して、今後のDV被害者住宅支援のあり方に示唆を与えようとするものである。

民間シェルターの調査によって明らかにされたことは、民間シェルターは、公的施設が受け入れられない多くの被害者を保護しているが費用面で運営が厳しい状況にあること、公民の役割分担や支援ルールが地域により異なるために疲弊と混乱をきたしていること、住宅確保支援として独自の住宅の確保や生活保護の利用があること、などの実態や課題である。神奈川県の実態調査では、行政と民間の役割分担とその連携の実態が詳細に示され、生活保護制度を活用したDV被害者生活支援とその対策のプロセスが県下のすべての支援現場にとって可視化され、統一された支援ルールによって支援現場の混乱回避につながっていることなどが明らかされた。

得られた知見は具体的であり、住宅確保支援の現状と課題を明確に浮き彫りにしており、研究成果がDV被害者の住宅支援に直接的な提言を与えるものとなっていることは高く評価できる。今後の研究課題にも記されているように、DV被害者は生活自立に向けての課題も多いことから、住宅確保を含む総合的な居住支援に向けた対策のあり方について今後も引き続き研究を進められることを期待する。

高齢者の居住継続のための住宅改善における理学療法士の役割

墨田区を中心として

本研究は、高齢者の住宅改善における理学療法士の関与の実態とその意義を明らかにしたものである。

まず、介護保険を用いて住宅改修を行った高齢者世帯へのアンケート及び訪問調査を行い、理学療法士の眼からみた評価を試みている。その結果、改修した部位が日常生活で不使用となっている例が多数あることを示し、さらに不使用の理由を4つに分類している。その整理を通じて、高齢者の身体状況に適切に対応した改造を行うためには、起居に関する動作分析の専門性を有する理学療法士の介入が必要であることを示唆している。

ところで、調査対象は、ケアマネージャーと施工業者が実施した住宅改善であるが、アンケートでは高齢者全員が満足であったと回答している。この結果から、ケアマネージャー等が十分に機能していると解釈することも可能である。つまり、本調査だけでは、理学療法士の介入の必要性の理由としては弱い。今後は、使用・不使用に加えて、より詳細レベル（例えば手すりの配置と本人の動作特性の関係）の評価を行うことで、理学療法士の役割が明確になると思われる。

次に、理学療法士と作業療法士の住宅改善への関わり方について、全国調査を実施している。その結果、両者の相当比率が住宅改善に関わっている実態を示しており、大変貴重な調査になっている。また、フォローアップの重要性を指摘している点も説得力がある。この調査を通じて、理学療法士の住宅改善への関わりの実態が把握できたことは高く評価できる。

ただし、高齢者の住宅改善に絞れば、積み残した課題は多い。例えば、全国調査は高齢者以外も対象としており、高齢特性の影響は不明である。また、機能回復を主目的とする理学療法士の関わり方と、老いによる身体機能低下への対応は、目的が同じなのかどうかという疑問は残る。さらに、理学療法士と作業療法士の違いも課題である。むしろ、本研究は、理学療法士と高齢者の住宅改善の関わりという重要テーマを切り開いた、始まりの研究として位置づけられる。今後の発展に期待したい。

近所つきあいを継承する再生団地の空間計画に関する研究

再入居高齢者の住棟まわりでの生活変化に着目して

団地の建替えにあたっては高層団地化するケースが多い。その際に、従前居住者が近所つきあいを継承・再構築してゆけるような団地計画はどうあるべきかという視点で取り組まれたものであり、研究成果を建築計画にも返してゆこうという問題意識をもってとりくまれた研究である。調査は再入居後7年を経過している香里団地「けやき東町」の再入居棟居住者である。

回答者には65歳以上の高齢者比率が高く、入居後の住戸や住棟、景観に対する満足度は概して高い。建替え後の顔見知りの数は以前より増加しているものの、住棟まわりで偶然に出会う機会が減少している。その理由はエレベーターの設置など空間の変化に伴うもの、高齢化に伴う子どもを通じての関係の希薄化などが結論づけられている。

本研究の中心は、近所つきあいと住棟計画の関係を分析するところであり、その点からみれば居住階と近所つきあいの範囲を総括した6章が最も興味深い内容をもっている。「階段」「バルコニー」「玄関前」「花壇・菜園」「ゴミ捨て場」など、以前では出会いの空間であったところが、高層化することにより、それらの空間の役割が減少していることなどが指摘されている。

当初の研究計画で実際の図面と近所つきあいの対応関係に本研究の独自性を主張していたことからすると、今回のヒアリング結果と実際の図面との照合分析が深められ、それが結論部分にも反映して、設計提案へとつなげることで、より内容のあるものになったものと思われる。なお第7章では社会実験として集会所の一室を利用したカフェが紹介されている。この試み自体は興味深いものがあるが、本研究とどのような関連をもって分析してゆくのかという方針が明確ではないため、まとめの内容も不十分なものとなっていると考えられる。別の機会で十分な分析結果を報告することが期待される。

マンションの管理と再生に関する法制度の国際比較研究

マンションの新たな管理及び再生制度に関する立法提言のために

我が国において共同住宅の専有部分が区分所有の対象とされるようになって半世紀もたっていない。とはいえ共同住宅の先進国である欧米諸国においても区分所有に関わる法律の歴史は古いものではない。本研究で主な対象となっているドイツでは1951年に住居所有法が制定されており、イギリスではいわゆる区分所有法にあたるコモンホールドは2002年の法改正で導入されている。その意味で区分所有者によるマンションの維持・管理義務と、寿命が尽きた時点での適切な更新・解消という問題が、どのように法制度化されているかは興味深い研究課題である。

本研究は法学分野での共同研究者が、これまでの外国法研究を持ちより、上記の視点で再構成するという方法が採用されている。また研究を進めるにあたっては、外国人研究者の協力を得つつ、現地でのヒアリング調査結果なども交えて研究がすすめられている。

維持・管理義務について、ドイツでは基本的に「区分所有者相互間の関係」であるのに対し、イギリスでは「管理のための団体と個々の区分所有者間の関係」にあると要約される。両国ともマンションの維持・管理に関する権利・義務については、相当な期間にわたる維持・管理が義務付けられているが、日本の区分所有法ではあいまいな体制にある。そこで建物の維持管理に対する適正な維持・管理義務と、管理者に対する実施・執行に対する義務の履行を請求することを法制化することが提言されている。

マンションの再生については滅失の場合と老朽の場合に区分した時、後者の場合に「解消」を認めないヨーロッパ型、いずれの場合にも多数決による「解消」を可能とするアメリカ・イギリス型、いずれの場合にも多数決による「建替え」を可能とするアジア型にわけることができる。とすうえ、それぞれのタイプの課題を整理している。日本の区分所有法については、「再生」全般を多数決により可能とすること、「再生」にあたって居住継続を望む区分所有者に配慮する（リバースモーゲージや賃貸方式）ことなどに向けての立法化が提案されている。

このように区分所有マンションの長期にわたる維持管理の義務ならびに寿命がきた時点での再生という点にしぼった比較研究として、興味深い内容となっている。ただし研究分野が異なる評者からすれば、いずれの国においても経験が少ない分野の問題であり、それぞれの国の事情によって発生する具体的問題（訴訟や社会問題化した事例）が、法の制定や改正にあたって、どのように議論されてきたのか、また、どのように実際の維持・管理や「再生」にあたって機能しているのか等の検証作業が今後必要であると考えられる。

室内環境中における準揮発性有機化合物の実態把握に関する研究

分離測定によるガス・粒子・ハウスダスト中の分配特性

呼吸による人体の健康影響物質の摂取の問題の重要性は大きく論じられてきたところである。人の生活は90%以上が室内であり、室内空気中の健康影響物質のコントロールは、建築の室内環境における大きな課題となっている。室内空気中の健康影響物質には、ガス状の化学物質、浮遊微粒子状の感染性微生物や化学物質がある。1990年代のシックハウス問題の深刻化によりガス状物質の対策が進み、室内建材から放散の抑制や換気対策は一定の効果を現している。浮遊微粒子状の化学物質であるタバコなどの燃焼に伴う浮遊粉塵に対しても発生源対策が進んでいる。

こうした状況下で、室内での放散性状の解明が遅れていた物質が準揮発性化学物質、いわゆるSVOCである。本研究は、このSVOC、特にプラスチック製品の可塑剤として混入され室内空気への放散が多いフタル酸ジエチルヘキシル（DEHP）他の放散特性、室内空気中での他の浮遊微粒子や壁面などへの吸着特性を実態を、科学的方法により始め、明らかにした。研究で明らかにされた基礎データは、今後の住宅室内での準揮発性化学物質の放散抑制、呼吸による摂取抑制や、床ダストなどを介した幼児の経口摂取の抑制を図る上で、極めて貴重なデータとなる。

研究内容は、化学工学分野と建築環境物理分野の中間分野を手際よくまとめており、その手法は極めて合理的と判断される。ただし、結果の解釈が不十分である点も散見される。1, 2, 挙げれば、①実験装置の性能評価で静電効果による実験装置内壁への吸着効果を検討した箇所、60nm未満の損失に対し、接地し静電効果の除去を計った場合もこれが大きく、拡散沈着の効果と解釈しているが、データを見る限り、粒径別の損失特性カーブがここで急変しており、俄には納得しがたい点。②チャンバー内の完全拡散性状を濃度減衰（チャンバー出口と思われる）で測定し、完全拡散時の理論減衰と比較して「佳し」としている点（換気理論的には減衰曲線のモーメント評価によるチャンバー内の平均空気齢評価が必要である。レイノルズ数や流通方式から考えチャンバー内が完全混合とは俄には信じがたい）

しかし、本研究の成果は極めて画期的であり、健全な住宅室内環境の形成に対する極めて貢献は大きいと考える。

伝統民家の通風性能およびデザイン技法の解明と現代住宅への応用

CFDによる解析と地域気候・デザイン分析からのアプローチ

環境共生住宅の研究において、局所性の強い通風への配慮は解明しにくいテーマの一つである。この問題に対して、本研究は、住宅の開口部の配置に着目して、地域特性との関わりを分析しようとしたものである。

本研究の特徴は、平面図において方位別の開口長／壁面長を求め、これを各方位開口率として分析を進めたことである。その結果、伝統民家では、各方位開口率に地域特性が強く表れており、その一部は、季節風により説明できることを示している。

また、現代住居についても分析を進め、各方位開口率によって平面を6分類している。その分布の地域差は伝統民家に比べて薄れているが、なお一定の違いがあることを示している。さらに、モデル平面を使って、気流をシミュレーションするCFD解析を行い、6分類別に室内気流の違いがみられることを確認している。

以上のように、本研究は、各方位開口率という明快な指標を設定したことで、通風に関わる住宅平面の地域特性について、一定の成果を得ていると評価できる。

なお、課題が残るとすれば、下記の点であろう。一つは、本来であれば、各方位開口率は、立面図の情報を含む開口面積／壁面面積でなければならない点である。今回は、入手できる情報が平面図に限られるため長さで指標化しているが、面積で指標化できれば結果が異なった可能性がある。二つ目の課題は、開口部は、日照や道との関係や外構・樹木などの影響を受けるため、これらを総合的に考察する中で、通風・防風への配慮がもつ重みを検討することであろう。例えば、伝統民家について風況との関係が強い事例だけを示しているが、そうではなく、関係が弱い事例も示すことで総合的に考察することが一案である。加えて、本研究の最終目標は、地域特性に応じた開口部デザイン手法の提示にあると考えられる。それに向けて、チャレンジを続けることを期待したい。

毎分写真撮影評価法による木造軸組工法住宅の施工
人工数調査

SI化による施工合理性向上効果等の実態調査

本研究は、2棟の木造住宅の内装工事に関する工数調査結果をまとめたものである。そもそもこの種の調査結果が公表された例自体少ないため、個々に報告された実測データ自体貴重であるが、本研究の特徴的な点は主として二つある。一つは、工数調査法としての毎分写真撮影評価法の提案とその実践、いま一つは、いわゆる「SI住宅」仕様が内装工事の生産性に及ぼす影響の評価を行っている点である。

一つ目の毎分写真撮影評価法は、文字通り毎分作業の写真を撮影すると同時にメモをとる調査法である。著者は、この方法がVTR画像解析法に比べると簡易であり、ワークサンプリング法に比べるとより精確であるとしているが、従来から行われてきたマートマン張り型作業測定調査と大きく変わる点は無く、これ自体簡便性に富む画期的な調査法の提案とは言い難い。もちろんそのことが本研究で得られた工数データの信頼性を損なうものではないが、これだけ手間のかかる調査を何棟も繰返すことは困難であることから、できれば精度は低いがより簡便な方法によって得られたデータとの比較等により、計画上利用できる歩掛りデータ等の精度を上げる方法に接近してもらえるとより有意義だったろう。

二つ目の「SI住宅」仕様は、明確な定義があるわけではないが、近年の木造住宅業界では、耐力要素をできるだけ外壁線に集約させることで間取りの自由度を増し、間仕切を床勝ち・天井勝ちで納めることで将来の間取り変更を容易にするような設計内容のものをそう呼んでいる場合が多く、本研究もそういう意味でこの言葉を使っている。工数調査では、在来型との比較により、床勝ちで納めることによる床仕上げ工数の削減効果を明らかにしている。ただし、著者自身も触れているが、間仕切壁と床・天井の取り合いは、室間の遮音性等の性能に関わる事柄でもあり、施工性だけで決定するものではないことには十分に留意する必要がある。

等断面製材を用いた木造住宅建設システム開発に関する基礎的研究

本研究は、乾燥コスト等の流通障壁を取除き、間伐材を主とした国産材の利用促進を図る方法として、等断面製材（120mm角）のみで構造躯体を組上げる新しい構法の開発を行おうとする研究である。最終的には、120角のスギの人工乾燥材を新提案の接合法で3段重ねた梁材と、同断面のスギ平角の人工乾燥材（120mm×360mm）の実大曲げ試験により、その性状と改良の方向性を明らかにしているが、むしろ本研究の特徴的な点は、国産材利用関連産業の地域性に配慮し、具体的な地域を選び、素材生産段階、製材・乾燥段階、工場加工段階、設計・施工段階、再資源化・最終処分段階のそれぞれについて、各段階の専門的な研究者が聞き取り調査等により、その実状と地場産材利用に向けた課題を明らかにした上で、提案する新構法の内容を初期の目的を達成できるものになっているかという観点から再吟味し、改良したものを実験するという、いわば生産分野と構造分野とを統合する構成をとり、それを実践した点にある。

実際には、提案した重ね梁構法が生産・流通上も構造工学上も決定的な有効性を発揮し得るとは言えない知見を複数見出す結果となっており、この点は残念ではあるが、この結果とその根拠となる事実確認自体は、現在多くの地域で取組まれている地場産材利用型構法、或いは地場産材利用型生産システムの有効性を吟味することに資するものと評価できる。

建築における土の高度利用と新構法の開発

非焼成土ブロックの組積耐力壁への利用

今後の世界の資源供給事情を考えた際に注目される建設資源の一つとして土が挙げられるが、本研究は、土の現代建築構造への応用可能性を切り拓こうとする建築材料学研究である。

土を用いた建築構造は古代から存在し、今日でも世界に広く分布しているが、建築材料としての土に関する先行研究は決して多くない。そうした分野にあって、本研究は、非焼成土ブロック（いわゆる日乾しレンガブロック）に関して、基礎的な実験ではあるが、多くの新たな知見を得ており、興味深い。

具体的には、先ず、粘土に加える添加材によって土成形体の圧縮強度がどの程度変化し得るかを材料実験によって確認し、酸化マグネシウムの有効性を明らかにし、土ブロックの調合、成形、養生の詳細条件の影響を明らかにしている。次いで、そうしたブロックによる組積造壁体のせん断加力実験により、破壊がブロックと目地材の境界面で生ずることと目地部における機械的噛合の効果を明らかにしている。更に、屋外製造実験により屋外でも所定の性能を持つ土ブロックの製造が可能であることを確認している。研究チームは、建築材料学分野だけでなく、建築構造、意匠設計、左官職、材料メーカーの専門家から構成されており、国内での現実の設計・施工を前提とした研究であるだけに、得られた成果も実践的なものと言える。

土を構造躯体に用いる建築が稀少な日本においては、従来こうした研究に対する需要も少ない状況にあったが、近年の環境意識の高まり、自然志向等とも関連して、竹小舞を用いた土壁の性能に関する実験的研究、版築を用いた建築作品等、土の可能性に着目した研究や実践が少しずつ見られるようになった。本研究に限らず、そうした異なる人々たちによる研究や実践で得られた知見の共有、更にはその国際的な汎用性に相応しい国境を越えた交流も望まれるところである。なお、研究申請において提案していた土の利用可能性の調査についても、引き続き進めることを期待したい。

木造長屋建築の保全・再生と持続的居住に関する実践的研究

豊崎長屋における耐震改修工事と住生活の評価

本研究は、大阪の戦前長屋群の保存・再生を实践したグループによる報告であり、長屋の生活文化の意義を示しつつ再生の事後評価をしたものである。

前半では、豊崎長屋の居住者調査から、そこで育まれた生活文化を記述している。共同性が強い長屋生活の記述は目新しいものではないが、本研究の特徴は、家族の世代交代に着目した点であり、世代を越えて長屋文化が継承されてきたことを示している。戦後は、持家に比べて貸家の定住性が乏しいという常識が定着しているが、豊崎長屋には、持家・借家という区別を意識させない生活文化の持続がある。このことは、現代住宅を見直すために示唆的であろう。

本研究の後半は、長屋の再生手法の紹介と、居住後の評価である。耐震性を高めるための改修や住み続けながらの改修の工夫、貸家経営が成り立つ改修コストと家賃の設定など、長屋再生の参考になるアイデアが紹介されており参考になる。さらに、再生長屋の居住者の評価を紹介している。長屋のもつ魅力を評価しつつも、エアコンがない夏冬の暑さ・寒さが厳しいことを吐露しており、裏表のない評価が分かる。これも参考になろう。

ところで、本研究の面白さは、豊崎長屋の再生という実践がもつ独自性とその意義に依存している部分が大い。この点で、実践報告として高く評価できるが、次の課題は、研究として何を一般化するかの検討であろう。

例えば、この改修手法の適用範囲を評価できないだろうか。具体的には、豊崎長屋の構造特性は、他の多くの大阪の長屋と同じのか違うのか、また、貸家の家賃は立地によって異なるが、それが本改修手法の採用にどのように影響するのか、などの検証である。その他にも多くの課題設定がありうるが、実践に基づく研究は、今後ますます重視される研究スタイルである。一般化に向けた課題設定の工夫を期待したい。

ジェンダー・階層・住宅所有形態に注目して

わが国においても離婚の増加が顕著となってきている。これまで離婚問題は女性の貧困問題、特に離婚と住まいの関連研究においては母子世帯の劣悪な居住問題として扱われることが多く、離別男性や子どものいない女性が対象となることはほとんどなかった。それに対して本研究は、離婚と住まいの関係を、離別者全体を対象として時間軸も組み込んで分析しているところに特色がある。

調査では、離婚直前、離婚直後、現在の3時点における家族、住宅、就労、家計の状況を把握し、住宅経歴の実態、ジェンダーや社会経済階層による住宅経歴の差異、住宅経歴が離婚後の暮らしに与える影響、離婚と住宅資産との関係に注目しており、主に以下の結果を導き出している。

①離婚直前の持家居住者は少なく、離婚から現在までの間に、借家から借家、持家から借家、借家から親の持家へと移動するものが多い、②男性に比べて女性は転居率が高く、特に持家から借家への移動が多く、居住水準は大きく低下する。低学歴、非正規雇用、低収入のグループでは、持家から借家、借家から借家への移動割合が高く、離婚後、持家に居住する割合は極めて低い。③離婚に伴う住まいの変化には、住宅水準の低下、友人や親族などとのネットワーク・コミュニティの喪失、資産形成の困難化がみられる、④住宅資産の面では、持家の資産価値の下落と住宅ローン返済負担によって貯蓄などの金融資産形成が進まないケースが多く、また女性では財産分与が受けられずに持家からの転居を余儀なくされている実態がある。

以上のように、本研究は離婚による住まいの変化とそれに伴う生活への影響について、ジェンダーや階層の視点から詳細に分析されており、従来は部分的に把握、もしくは経験的に推測されていた状況が、客観的データにもとづき実証されている点で高く評価される。これまで「安定した家族」が住宅政策の前提となってきた。高齢者、単身者が増え、いわゆる「標準家族」が縮小する時代の到来の中で、従来の住宅政策の見直しが迫られているが、本研究の成果はそのための貴重な資料となるものである。

理想の住空間としての建築・しつらい・作庭

本研究は、11世紀に成立し、日本の代表的文学として位置づけられている『源氏物語』の舞台となった寝殿造の空間が、中近世を通してどのように理解されてきたのかを、住宅考証史を通して明らかにするものである。

研究資料として、『源氏物語』のほか、中近世の『源氏物語』の注釈書、有職故実書を用いて、建築・調度、装束に関する記述を抽出し、データ化の作業を行っている。

まずは、『源氏物語』の有職故実の基礎を築き、近世を通じての典拠となった室町期の2大考証書『河海抄』、『花鳥余情』を分析している。続いて、『源氏物語人々居所』および『十帖源氏』を用いて、文献で示された六条院の住宅像の作図化を試みており、17世紀までの『源氏物語』の住宅考証は寝殿造の「寝殿」と「対」から成る構成が抽出できていないが、四季折々の植物に囲まれた庭、池、築山での遊興など、当時の人々の『源氏物語』に描写された住生活への憧憬を見出せるとしている。さらに、18世紀末から有職故実が盛んになり、その過程において寝殿造の図説化に功績のあった松岡行義の『源語図抄』『源氏類聚抄』をとりあげて分析するとともに、その後の考証書の成立と展開について検討しており、『源氏物語』の住宅考証史において19世紀は転換期に位置づけられると結論づけている。

『源氏物語』に示された住宅は、平安貴族の理想的な住まいとして現代にいたるまで多くの研究の蓄積があるが、研究史全体を明らかにした研究は少ないとされている。本研究は、国文学、服飾史、建築の専門家による共同研究であり、中近世を通じての住宅考証史の全容の解明に取り組んだ意欲的な研究として高く評価される。本研究においては、『源氏物語』の物語自体のみならず、その舞台となった寝殿造の空間も、中近世の人々の規範や憧憬の対象として各時代の古代寝殿造観の形成に影響を与えたと指摘するが、今後は同時代の住宅建築に及ぼした影響についてもさらに研究を発展させてほしい。

安全安心をめざした郊外住宅地の空間構成に関する研究

日豪の歩行者を主体とする住宅地計画における防犯手法に関する考察

本研究は、防犯の観点から郊外住宅地の街路ネットワークを評価し、さらに、ニューアーバニズムと呼ばれる新しい住宅地計画の意義を示そうとしたものである。

近年、日本においても、防犯環境設計（CPTED）が注目されている。本研究もその一環として位置づけられるが、防犯カメラに依存するのではなく、街路の賑わいや見通しの良さが犯罪を防止するという観点から、街路の構成に焦点をあてている点に特徴がある。

まず、街路構成が異なる日本の二つの郊外住宅地を取り上げ、そこでの侵入盗の発生場所を分析している。具体的には、犯罪者の逃避しやすさを指標化して、犯罪発生との関係を分析している。その結果、逃避しやすい街路構成をもつ場所で侵入盗が多い傾向があることを示し、さらに、従来は望ましいと考えられていた歩車分離の構成をとる住宅地の方が、犯罪発生が多くなる可能性を示唆している。

以上の結果は興味深いものであり、日本でのCPTEDに新しい視点を提起していると評価できる。しかし、分析結果として示された相関図を見る限り、犯罪発生と街路構成の関係は弱い。本研究では言及していないが、樹木や塀による死角の多さ、戸当たり敷地の大きさ、商業ゾーンの近さ等が、侵入盗に影響している可能性は捨てきれない。このような様々な要因を考察する中で、街路構成がもつ影響を相対的に位置づけることが必要であろう。特に、歩車分離が犯罪を招き入れるという考察は、樹木による死角の多さなどが原因であれば結論は違ったものになる。今回は二つの住宅地の比較にとどまるが、対象住宅地を増やしつつ丁寧な検証が望まれる。

なお、本研究は、申請段階ではオーストラリアのニューアーバニズムの住宅地を詳しく調査する計画であったが、諸事情から、調査は未実施で事例の紹介にとどまっている。本助成研究を完結するためには、引き続き、オーストラリアでの犯罪発生状況の調査を試みることを期待される。

シニアタウンにおける高齢者の居住環境の再編に関する研究

福岡県甘木市のMタウンと長野県軽井沢町のS別荘地の事例

高齢期のすまいをどこに求めるのかというテーマは、高齢化社会を迎えた我が国において重要な研究テーマの一つである。本研究では二つの住宅地をとりあげ、移住した高齢者の居住スタイル、居住ネットワーク、居住システムを検証した研究である。対象住宅地は、福岡県甘木市にアメリカのリタイアメントタウンをモデルにした開発（Mタウン）と長野県軽井沢町で1918年に開発された別荘地（S別荘地）である。

2章の管理システムでは、Mタウンではコミュニティセンターがあり、管理会社が24時間体制のセキュリティシステムなどのハード面、居住者がソフト面のサポートを行っている。S別荘地では生活施設がほとんど別荘地内にないこと。

3章の居住スタイルとネットワークでは、全般的に洋室が多く、部屋数はおさえられており、LDK面積が広いなどの特徴がみられること。接客頻度はMタウンでは年数回というものが多いのに対して、S別荘地では月1回以上来客がある家が7割以上を占めること。世帯において共に行う行為や、個人として行う行為、就寝行為などについては、平面が多少異なっているが、高齢者夫婦の生活は全般的に似通っていること。子供の居住地は離れているケースが多いが自律的な生活を送ろうとする新しい高齢者像がみられるとしている。

4章の地域コミュニティについては趣味活動とボランティア活動に着目した分析が行われ、Mタウンでは、それらを年齢別に区分した高齢期のステージ別に分析している。S別荘地では定住族と別荘族とにわけた分析が行われている。

このように研究目的である、管理システム・居住システム・地域コミュニティについての調査結果の紹介はなされているが、それぞれの章のまとめが不十分であり、5章のまとめは計画・政策提言に近いものとなっている。研究対象として選択された2つの居住地が、シニアタウンとして比較分析するうえで妥当であったかどうかについて、これまでの研究蓄積も踏まえて別途総括することが期待される。

耐震補強を目的とした既存木造住宅の類型化と戸数調査

既存不適格木造住宅の破壊モード分析と存在戸数調査

新耐震基準法以前に建設された木造住宅の耐震補強をどのように進めるかは、住宅政策上喫緊の課題である。そのためには単に1981年以前に建設されたというだけではなく、破壊状況の類型化を行い、それらがどのような状況で残存しているのかを明らかにすることが重要である。本研究は1981年依然に建設された木造住宅を主な対象とし、過去の地震被害調査の結果に基づき破壊モードの類型化を行うとともに、詳細な建設時期別の被害状況を分析したものである。

過去の地震被害報告書から読み取れる部分被害の状況をふまえ、建物全体の破壊モードが、「完全倒壊」「全体破壊」「部分破壊」「1層破壊」「2層破壊」「屋根破壊」に整理されたうえで、文献調査の結果から、接道している町家・店舗併用住宅では「1層破壊」が多く認められることを明らかにしている。

いっぽう旧長岡市、小千谷市、刈羽村、旧輪島市の地震被害調査の結果をもとに、既存木造住宅の建設時期別棟数を自治体からの聞き取り調査をもとに整理し、その被害状況を明らかにしている。さらに輪島市における個別詳細調査においては、建物の間口と奥行きとの関係では最も多い、「接道型A-1」（間口が長辺方向の二分の一以下）の被害状況ならびに建設時期別破壊モードの分析が行われている。

これまでになされた地震被害調査は、本研究で整理された6つの破壊モードに分類されること、さらに地震被害と詳細な建設年代の関係を統計的に示し、建物形状と地震被害形状が関連していることを実体調査もふまえて明らかにした点で、有意義な研究であると評価できる。

なお破壊モードの整理において、既往文献を整理・分析するプロセスの説明を明確にしたうえで、さらに阪神・淡路大震災の記録などを参考にしながら、大都市部の木造住宅へと研究を展開していくことが期待される。